

## はじめに

本件判決で取り上げられている適格退職年金制度は、2014 年には廃止が決定されており、本件判決のような問題が生じるのも今後 6 年間しかない。退職所得自体も見直しの対象となっている。しかし、昨今の運用利回りの著しい低下による隠れ負債の膨張から他の制度への乗り換えを図る企業や、不況により企業業績が低迷していることから退職給付費用自体の負担に耐えられなくなってきている企業が退職金規定の改廃を行い始めていることから、今後短期間の間に当該判決に類似する状況下の事案が再発するであろうことは容易に想像がつくところである。

本件判決は、請求人らの行った私法上の法律行為を「実質」判断で否認するということを私法上の法律行為の理論から再検討してみる余地があると考えて選択した。

なお、私法上の法律構成による否認の理論は、未だ論者によって評価が微妙に分かれているところであり、判決も既に固まっているとも思えないことから、実務家として知っておくべきと思われるエッセンスを判決を基に述べるに留めることにする。

## 事案の概況

### 1 事実

(1) 本件は、E 保険相互会社 (以下この発表において「E 社」という。) から、F 株式会社 (以下この発表において「F 社」という。) に勤務する審査請求人 (以下この発表において「請求人」という。) に支払われた金員が、退職所得あるいは一時所得のいずれに該当するかを争点とする事案である。

### (2) 審査請求に至る経緯等

|                   |   |
|-------------------|---|
| 昭和 59 年 3 月 1 日   | 退職金支給規定を制定する。E 社との間で適格退職年金契約 (以下この発表において、本件年金契約という。) を締結。   |
| 平成 13 年 8 月 1 日   | 退職給与支給規定に退職給付の退職事由として「定年退職」のみと規定していたところ、同規定第 10 条に中途退職給付の退職事由を新たに加える。   |
| 平成 13 年 8 月 14 日  | 従業員 (以下この発表において、本件従業員という。) 全員を同年 10 月末に解雇。<br>本件年金契約を解約するとともに、退職金支給制度を適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度に変更する旨を決定。                           |
| 平成 13 年 8 月 15 日  | 従業員全員を同年 10 月 31 日付で解雇する旨の通達 (以下この発表において「本件通達」という。) を発する。   |
| 平成 13 年 10 月 1 日  | 退職金支給規定を改定し、退職金支給制度を適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度へ移行。   |
| 平成 13 年 10 月 31 日 | 請求人は F 社を退職し退職金の支給を受けた旨を記載した「退職届 (願)」と題する書面及び「平成 13 年分退職所得の受給に関する申告書」 (以下この発表において、これらを併せて「本件退職関係書類」という。) を、F 社 (代表取締役 G) あてに提出。 |
| 平成 13 年 10 月 31 日 | 本件年金契約の解約請求書 (E 社へ提出した新企業年金保険契約解約請求書、以下この発表において「本件年金契約解約請求書」という。) を、E 社あてに提出。   |
| 平成 13 年 11 月 1 日  | 請求人を含む本件各従業員らは、F 社 (代表取締役 G) に対し、「再雇用   |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | 契約書」という標題の書面（以下この発表において「本件雇用契約書」といい、その契約書に係る契約を「本件雇用契約」という。）を提出する。   |
| 平成 13 年 11 月 5 日  | 本件年金契約解約請求書を E 社が受理。   |
| 平成 13 年 12 月 19 日 | 本件年金契約の解約請求に基づき、E 社から本件各従業員らに対し、解約返戻金 244,432,338 円（以下この発表において「本件返戻金」という。）が支払われた。このうち、請求人には、銀行振込（H 信用金庫 J 支店の請求人名義の預金口座）の方法により 3,677,430 円（以下この発表において、本件金員という）が支払われた。  |
| 平成 13 年 12 月 19 日 | F 社は、請求人に「解約金支給明細書」という標題の書面（以下この発表において「解約金支給明細書」という。）を交付し、同社の退職金支給規定において、請求人が受領すべきとされる退職金額 3,539,000 円と本件金員との差額 138,430 円（以下この発表において「本件調整額」という。）を同社所定の預金口座に振り込むよう依頼した。 |
| 補 足               | 平成 13 年 11 月 1 日以降、離職者（以下この発表において、本件離職者という）を除き、本件各従業員らは、引き続き F 社に在職した。請求人は、本件金員は退職所得に該当するとして、平成 13 年分の所得税の確定申告において、本件金員に係る申告をしなかった。                                    |
| 平成 15 年 6 月 30 日  | 本件更正処分及び本件賦課決定処分を行った。  |

### （３）その他の事実

#### イ．適格退職年金制度

適格退職年金制度は、厚生年金基金制度と並ぶ企業年金制度で、年金原資を金融機関等の外部機関に積み立てるなど、法人税法施行令第 159 条に基づき、信託銀行、生命保険会社等の金融機関が、企業年金を実施する企業と、退職年金に関する信託、生命保険等の契約を締結することにより、当該年金の運営の委託を受け、国税庁長官の承認を受け実施する年金制度である。当該年金制度は、退職年金の支給を目的としているが、退職年金に代えて支給する退職一時金等により給付することも認められている。

そして、適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他一定の要件を備えたものをいうが、被保険者数が 15 人未満となったときや、企業年金を実施する企業の業績の悪化等何らかの事情で当該契約を維持することが困難となったときには、契約が解除される。この場合、適格退職年金に係る要留保金額に相当する金額が被保険者に解約返戻金として支払われるになる制度である。

#### ロ．F 社の退職年金規定等

F 社退職年金規程第 24 条（本制度の運営）第 2 項には、同社は、「本制度による支給の財源にあてるための費用及び制度管理のための費用をすべて負担する」旨規定している。また、同社は、本件年金契約の支払保険料を全額負担している。

解約返戻金について、同条第 3 項は、「本制度が廃止されたときは、保険契約に係る解約返戻金を、制度廃止時における各加入者の責任準備金の額の割合に応じて当該加入者に分配する」旨規定し、当該退職年金規程の他の条項（第 6 条以下）で定める本制度の給付（退職年金、退職一時金、遺族年金及び選択一時金）とは別の条項で規定している。

E 社との企業年金保険契約協定書（国税庁長官認定に係るものを用い、以下この発表において「本件協定書」という。）には、契約が解約された場合の解約返戻金について、概ね上記の内容と同様の条項がある。

#### ハ．再雇用契約条件

|      |                    |
|------|--------------------|
| 契約事項 | 契約内容               |
| 雇用期間 | 平成 13 年 11 月 1 日より |
| 作業内容 | 従来どおり              |
| 就業場所 | 従来どおり              |
| 労働時間 | 従来どおり              |
| 年次休暇 | 継続                 |
| 基本給  | 月額 (別途) 円          |
| 家族手当 | 月額 従来どおり 円         |
| 通勤手当 | 月額 従来どおり 円         |
| 役務手当 | 月額 従来どおり 円         |
| 他手当  | 従来どおり 円            |
| 休憩   | 従来どおり              |
| 退職金  | 新退職金規程(中退共)適用      |

## 二．解約・支払い関係

F社は、E社への本件年金契約解約請求書の提出に併せ、請求人を含む本件各従業員らから徴した本件解約返戻金請求書を提出しているが、本件各従業員らは本件解約返戻金請求書の所定の記入事項のうち、所得区分欄には退職所得(解約時に退職する)ではなく、一時所得(引続き勤務する)に該当する旨記入している。

E社は、F社から、本件確認書面及び本件各従業員らに係る本件解約返戻金請求書等が提出されたことから、本件各従業員らに本件返戻金を支払い、また、F社に対しては、その他の返戻金(ご契約者返還金)として40,034,010円を支払っている。

E社は、支払に際し、F社に、新企業年金保険契約解約計算書、本件各従業員らに係る解約返戻金個人別明細及び本件離職者に係る未支払者明細書を交付したが、新企業年金保険契約解約計算書には、本件返戻金は、本件協定書及びF社の退職年金規程に基づき、解約返戻金対象額における各被保険者の将来法責任準備金の比率により按分して解約返戻金を計算している旨記載され、また、当該個人別明細には、本件従業員らごとに各人の解約返戻金の額が記載されている。

## ホ．その他の事実関係

- a．F社は、本件年金契約解約請求書の提出に併せ、本件年金契約の被保険者である同社の従業員98名のうち、請求人を含む94名(以下この発表において「本件各従業員ら」という。)から徴した「企業年金・新企業年金解約返戻金請求書」(以下この発表において「本件解約返戻金請求書」という。)及び印鑑証明書をE社あてに提出したが、平成13年11月1日以降同社に在職することを希望しなかった者3名及び同年10月31日付で定年退職する者1名(以下この発表において、これら4名を併せて「本件離職者」という。)については、これらを提出していない。
- b．本件各従業員らは、本件通達に従って、平成13年11月1日以後、給与額が初任給の額に減額されておらず、また、社会保険を国民年金・国民健康保険に切り替えていない。また、本件各従業員らの作業内容、就業場所、労働時間、年次休暇及び家族手当等の各種手当の金額、休憩時間は、平成13年11月1日前後で変更されていない。

## へ．関連条文関係

所得税法第30条《退職所得》第1項は、退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下この発表において、これらを併せて「退職手当等」という。)に係る所得をいう旨規定している。

所得税法(平成13年法律第50号による改正前のもの。以下同じ。)第31条《退職手当等とみなす一時金》第3号は、適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金で、その一時金が支給される基となった勤務をした者の退職により支払われるものその他これに類する一時金で政

令で定めるものは、上記イの所得税法第30条第1項に規定する退職手当等とみなす旨規定している。

所得税法第34条《一時所得》第1項は、一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう旨規定している。また、同条第2項は、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする旨規定している。

所得税法施行令（平成13年政令第375号による改正前のもの。以下同じ。）第183条《生命保険契約に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》第2項は、生命保険契約等に基づく一時金（上記口の所得税法第31条に掲げるものを除く。）の支払を受ける当該一時金に係る一時所得の金額の計算について規定し、また、同条第3項第3号は、この生命保険契約等には、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約が含まれる旨規定している。

法人税法施行令（平成13年政令第375号による改正前のもの。以下同じ。）第159条《適格退職年金契約の要件等》第1項第1号は、適格退職年金契約は、退職年金（退職年金の支給要件が満たされないため、又は退職年金に代えて支給する退職一時金を含む。）の支給を目的とするものである旨規定し、また、同項第9号は、当該契約の全部又は一部が解除された場合には、当該契約に係る要留保金額は、同項第8号イからニに掲げる金額を除き、受益者等に帰属するものである旨規定している。

## 2 原処分庁の主張

本件金員は、本件年金契約の解約によりE社から請求人に支給されたものであり、平成13年10月31日前後において、請求人の作業内容、労働時間、休暇、給与等の額などの勤務条件に変動がないことや、社会保険の被保険者資格を喪失していないことからみて、請求人は、F社を退職したとは認められず、本件金員は、所得税法第31条第1項第3号に規定する「勤務した者の退職により支払われるもの」には該当しないから、退職所得とは認められず、同法第34条第1項の規定により一時所得に該当するものとする。

また、仮に、請求人がF社の退職金支給規定に基づき本件金員を受給したものであるとしても、本件金員は本件年金契約の解約によりE社から請求人に支給されたものであるから、請求人の退職により支給されたものとは認められない。したがって、本件金員は退職所得ではなく、一時所得に該当するものである。

## 3 請求人の主張

請求人は、平成13年10月31日付でF社を退職し、本件金員を自己の労務の対価として支給されるべき退職金として受給したものであるから、本件金員は、請求人の退職により支給されたものとして退職所得に該当すると主張する。

また、本件雇用契約の締結前後において、請求人の作業内容、労働時間等の状況に著しい変動がないこと及び請求人が社会保険の被保険者資格を喪失していないことは再雇用に当たっての新たな条件の一つと考えるべきである。

請求人は、本件調整額をF社に返金したことにより、請求人は同社の退職金支給規定に基づき、同規定に定める「会社都合による退職」の場合の退職金の額と同額を受給したのであるから、実質的にF社から退職金の支給を受けたことにはほかならないものとする。

請求人は、会社の都合による退職金の打切支給を受けたものであり、本件雇用契約後、それ以前の勤務期間は当該退職金計算の勤務期間に加味されない上、新たな退職金支給制度である中小企業退職金共済制度の下では、本件各従業員らの退職金の額は、従前に比し著しく低額なものとなることからすれば、請求人に支給された本件金員は、退職所得として認められるべきであると考える。

## 審判所の判断

### イ．退職所得と請求人の退職の存否

退職所得は、課税上、給与所得と異なる優遇措置が講じられているが、これは雇用関係ないしそれに準ずる関係を基礎とする役務の対価である点は、給与所得と異なる性質を有するものでないが、それが一時にまとめて支給されること及び多くの場合老後の生活の糧となるものであって、他の一般の給与所得と同様に一律に累進税率による課税の対象とし、一時に高額の所得税を課することとしたのでは公正さを欠き、かつ社会政策的にも妥当ではない結果を生ずることになるからであると解される。そして、この趣旨に照らすと、支給を受けた金員が退職所得に当たるというためには、〔1〕勤務関係の終了によってはじめて給付されるものであること、〔2〕継続的な勤務に対する労務の対価の後払いの性質を有すること及び〔3〕一時金として支払われることの3要件を備えることが必要であると解される。

請求人は、F社に対し、平成13年10月31日付で本件退職関係書類を提出した上、同年11月1日付で本件雇用契約書を提出し、同日において同社に在職していることが認められるところ、本件雇用契約書によれば、その契約内容は、作業内容、就業場所、労務時間、休憩及び家族手当、役務手当等の諸手当は、いずれも従来どおりとし、また、年次休暇を継続とするなど、退職金の支給規定を除くと、これら勤務条件は、本件雇用契約後も何ら変更していない上、本件離職者を除き、本件各従業員ら全員が同社に引き続き勤務し、従前の従業員数とほぼ変わっていないことが認められる。しかも、請求人の場合、定年退職を2月後に控えているにもかかわらず、平成13年11月1日以後、それ以前と同様の勤務条件で在職し、当該条件が変更となったのは、嘱託従業員となった2月後の平成14年1月1日以降である。加えて、F社は、本件通達により平成13年10月末日をもって同社の従業員に対し解雇する旨を通知したが、関係者らの答述によれば、これと併せ、本件各従業員らの基本給を初任給に引き下げるとともに、社会保険から国民年金及び国民健康保険へ切り替えることになる旨通知していることが認められる。しかしながら、実際には、解雇という形式は採らず、本件各従業員らから退職届（願）を徴した上で、本件各従業員らの基本給を初任給に引き下げることなく、また、社会保険はそのまま継続して維持するなど、F社と従業員会との間の事情はともかくとして、同社は、本件通達の通知内容どおり実施していないことからすると、本件雇用契約の前後において、給与等のその他労働条件が従前と全く変更がないばかりか、年次休暇に至っては継続して取り扱われるなど、同社と本件各従業員らとの間には、実質的に従前の雇用関係がそのまま継続しているとみるべきである。

そうすると、本借金員の支給を受けた請求人は、退職届を提出するとともに、本件雇用契約を締結しF社に再雇用される手続きをしたことが認められるものの、当該手続きをもって、いったん退職した上、再雇用されたものとは認められず、請求人を含む本件各従業員らとF社との間の継続的な雇用関係が実質的に終了したとはいえない。

したがって、請求人は、F社を実質的に退職したとは認められない。

### ロ．本借金員の所得区分について

本件協定書及びF社の退職年金規程は、いずれも退職年金や一時金の給付の規定とは別に、本件年金契約の解約規定を設け、当該契約を解約した場合、各被保険者には、同人の責任準備金の額の割合に応じて解約返戻金を分配されることになっており、本借金員を含む本件返戻金は、この規定に基づき、被保険者（本件各従業員ら）の責任準備金の額の割合に応じて本件各従業員らに支払われていることが認められ、このことは、関係者の答述のほか、E社とF社との間の各種書類の記載内容からも明らかであり、しかも、本件返戻金は、本件離職者を除く、本件解約返戻金請求書を提出した本件各従業員ら全員に支払われたものである。そして、上述のとおり、本件協定書及びF社の退職年金規程は、いずれも退職年金や一時金の給付の規定とは別に、本件年金契約を解約した場合の規定を設けていることや、関係者の答述にあるとおり、本件各従業員らに支払われた本件返戻金と本件離職者に退職金として支払われた金員とは計算方法が異なることからすれば、本件返戻金と、本件離職者に退職金として支払われた金員とは、

支給の性格が明らかに違うものといえ、本件返戻金は、F社の本件年金契約の解約請求に伴い、本件各従業員らから提出された本件解約返戻金請求書に基づき、E社から支払われた一時金で、本件年金契約の解約により支払われたものと認めるのが相当である。

そうすると、本件返戻金のうち、請求人に支給された本件金員は、本件年金契約の解約に伴い、E社から請求人が支払を受けたもので、請求人の退職により支給された一時金ではないから、所得税法第31条第1項第3号の規定には該当せず、本件金員は、同法第34条並びに同法施行令第183条第2項及び第3項第3号の規定により一時所得に該当する。

研究... 裁決に反対

#### 1 裁決理由に対する評価

本件裁決は、(1)退職・再雇用という請求人らが行った私法上の行為が「実質的」になかったものとされ、また(2)予め定められた社内の規定に従わない方法で計算されて支払われたという事実が受給者の所得区分に影響を及ぼすとした事案である。以下この2点について検討する。

(1) 「実質的」に「退職していない」ということについて。

まず、「実質的に退職したとは認められない」の「実質」とはどういう意味であるかを検討してみる。裁決中には他にも、「実質的に従前の雇用関係がそのまま継続している」とか「雇用関係が実質的に終了したとはいえない」とかというように「実質」という用語を要所々々で繰り返し使用している。読み飛ばしてしまえば「なるほど。」と納得してサッと過ぎてしまいそうではあるが、課税という局面において使用されていることを鑑みると、本件のような「実質」判断は法律的にどのような意味合いを持っているのかを再検討する必要があると思われる。

まず、本件において課税庁が考えた否認理由について検討してみる。いうまでもないことであるが本件については個別的否認規定がなく、同族会社の行為計算否認も適用できないことから考えられるのは、仮装行為であるとして否認しているのか、租税回避行為であるとして否認しているのかのどちらかである。

ここに仮装とは、「意図的に真の事実や法律関係などを隠蔽して、見せかけの事実や法律行為を仮装すること。」(金子宏「租税法」第10版140頁)であり、判決においては例えば「租税を捕脱する目的をもって、故意に税額等の計算の基礎となる事実を隠ぺいし、又は作為的に虚偽の事例を附加して調査を妨げるなどの行為をいう。(平成4年3月23日京都地裁判決)」と説明されている。つまり、仮装行為と認定された場合、請求人らによって表示されている表面的に存在する法律関係は真の法律関係ではないことになる。即ち、仮装行為があったということは、納税者の行った法律行為は不存在又は無効ということであるから、仮装行為として否認する場合には課税庁は真実の法律関係を立証しなければならないのである。

ここで本件についてみると、もし仮装行為として否認するならば何も「実質」と断らないで、そもそも退職はなかった、雇用関係という私法上の法律関係の終了はなかったと言ってしまうわけ、敢えて「実質的」と断っているということは、請求人らの行った法律行為は有効であると認めていることになり、仮装行為による否認ではないことになる。このことは、当初処分において重加算税が賦課されていないことから明らかである。

蛇足になるが、仮に仮装行為として否認するならば、請求人らの退職や再雇用という私法上の行為が真実のものではないということについて課税庁が立証しなければならないところ、その立証には困難が伴うとの判断から、安直に「実質的」に判断したとも推測できる。なお、仮装行為の私法上の法律行為の位置付けについては争いがあるところであるが、本稿においてはやや横道に反れてしまうことと、そもそも報告者にそこまで説明できるだけの実力がないことから割愛させていただくことにする。

従って、裁決事例の中には明確には書かれていないが、課税庁は本件請求人らの行為を租税回避であるとして否認したと考えることができる。

租税回避行為とは、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的

目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を逃れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」(金子宏「租税法」第10版127頁)と説明できる。わが国税法においては、包括的な租税回避の否認規定が存在しないため、その否認の根拠を租税公平主義に求め、課税関係においてだけ当事者が用いた法形式を、通常用いられる法形式に構成し直して課税することがなされてきた。これがいわゆる実質主義に基づく課税である。判例においては例えば、「現行税法が現実に発生した経済的成果、経済的利益に担税力を測定して課税する所謂「実質主義」を基本原則としている以上、その解釈、適用にあたっては、課税の基因となるべき行為の法形式や法的評価よりは、その行為によって実現をみた実質、経済的成果に対して税法的評価を行なうべき(昭和45年1月26日大阪地裁)」として説明されている。

ここで本件についてみれば、退職金の支給規定を除くと、勤務条件は本件雇用契約後も何ら変更していない。本件各従業員らの基本給を初任給に引き下げることなく、また、社会保険はそのまま継続して維持している旨を挙げ、これらを理由として、「退職届を提出するとともに、本件雇用契約を締結しF社に再雇用される手続をしたことが認められるものの、当該手続をもって、いったん退職した上、再雇用されたものとは認められず、請求人を含む本件各従業員らとF社との間の継続的な雇用関係が実質的に終了したとはいえない。」としている。即ち、明確には述べられていないが、課税庁は適格退職年金契約を単に解約しただけにもかかわらず、敢えて退職・再雇用という法律行為を行うことによって不当に税負担を軽減することを意図したことから、租税公平主義の観点から、課税関係において請求人らの法律行為によって発生するはずだった退職・再雇用は実現していないものとしたのである。従って、請求人らが収受した金員も課税関係上は退職という事実に基づかない適格退職年金基金からの一時金と評価すべきであることから、一時所得として課税するものであるということになる。

実質主義について論者によっては、「認定事實は「ありのまま」の客観的事実として認識されることが必要であり、その意味では「認定基準」は常に同一であるということが望ましいことではあるが、あるいは税法上の「課税要件該当の事実」であるかどうか、というようなことになると、どうしてもその「認定基準」が異なる場合があるということは否定できないようである。また経済取引関係における同一事実が私法的価値評価をも受け、かつ税法的価値評価をも受ける場合、その評価基準が常に同じでなければならぬかどうか、という点についても、憲法を頂点とした統一法体系の元においては、それは常に同じである、ということが確かに望ましいことであるには違いないが、しかし個々の各実体法は、すべてそれぞれが固有の制定の趣旨なり規律の目的なりをもって制定され、かつ存在しているものであり、そのように各法律ごとに制定の趣旨なり、規律の目的なりがことなるということは、具体的な規律の構成・方式等もまた法律によりことなるということであり、その結果ある同一事実の法的価値評価に当たり、その評価基準(判断基準)が各法律によって法制上多少異なることとなるばあいがあるとしても、それはやむを得ないことであり、是認されざるを得ないことであるといえるのではないだろうか。(吉良実「実質課税論の展開」)」というように、租税法においては租税公平主義が内在しているという前提を置きながらであるが、私法上の行為とは別に税法上の評価があっても仕方がないとするものもある。

金子宏教授は、課税要件事実の扱いについて、「租税法は、種々の経済活動ないし経済現象を課税の対象としているが、それらの活動ないし現象は、第一次的には私法によって規律されている。租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである。(金子宏「租税法」第十版123頁)」としている。また、実質主義課税については、「要件事実の認定に必要な法律関係について言えば、表面的に存在するように見える法律関係に即してではなく、真実に存在する法律関係に即して要件事実の認定がなされるべきことを意味するに止まり、真実に存在する法律関係からはなれて、その経済的成果なり目的なりに即して法律要件の存否を判断することを許容するものではないことに注意する必要がある。」(金子前掲139頁)として、適用の限界を主張されている。

松沢智教授は、「法律上の形式は原則として尊重するが、例外として私法上の効果とは別個に請求人らにおいて私法上の形式からみた効果と異なる経済的実質的效果を期待することが明らかであって、通常一般人の見地からみて私法上の効果と異なる経済的效果が発生していると客観的に

認められるような事情の存する場合には、経済的実質に従って判断すべき（松沢智「租税実体法」（増補版）23頁）」であり、それは「あく迄も所得概念の決定の問題ではなく、その経済的評価の問題である」とし、「私法上の取引を認めたくえて経済社会の取引通念が私法上の効果とは別個に経済的な価値が観念されてそれが一般人の認識として定着している場合に限りて検討される」（松沢前掲23頁）とし、あくまで課税要件事実の経済的評価の問題であるとして適用場面を限定すべき旨を主張している。

また、近時の判例も、税法上の実質主義による課税には否定的であると考えている。例えば、東京高裁平成11年6月21日判決（岩瀬事件）においては、「いわゆる租税法律主義の下においては、法律の根拠なしに、当事者の選択した法形式を通常用いられる法形式に引き直し、それに対応する課税要件が充足されたものとして取り扱う権限が課税庁に認められているものではない」としている。同旨の判決として大阪高裁昭和59年6月29日判決「租税回避の目的で行われた取引行為であっても、どの程度でこれを否認できるかは、法の明文の規定、租税法の一般原則や解釈に従って行われるべきもので、租税回避行為であるだけの理由でその効果を全て否定できるものではない。」等、実質主義による課税に対して慎重な判断をした判決が多数出てきている。

報告者も、税法上の実質主義による否認については、少なくとも請求人らの法律行為が私法上有効なものとして存在する限りは、実質主義、即ち公平負担の原則を根拠として、請求人らの私法行為の効力を認めたままで別個の経済的効果を認定して課税すべきではないと考える。なぜならば、租税公平主義に基づいて行われる実質主義による課税は、租税実体法の規定を欠いた場面において補完的に行われる機能を有するに過ぎないという意味において存在意義を有していると考え、これを前面に押し出して課税の根拠とすれば、請求人らの予見可能性を著しく奪い、請求人らの行う法律行為の法的安定性を害し、更には租税法律主義と拮抗する可能性が高いと考えられるからである。殊にどのように小さな税負担も法律行為の重要な意思決定要素となっている中小零細請求人らに日々接しながら実務をしている報告者としては、少なくとも私法上の体裁は整えているにも拘らず、租税公平負担の原則を持ち出して否認されるというのであれば、当然に意思決定の要素となる税負担という経済的効果についての予測可能性が著しく損なわれ、経済活動にとって著しい障害となるのである。極論すれば納税者にとっての法的安定性や予測可能性は租税公平主義よりも優先させるべきと考えるのである。極端な法的基準説ということになるかもしれないが、少なくとも財産権の侵害という課税の局面は、言わば財産権と課税権とのせめぎあいの場面であり、租税に限らず私法も含めたところの実体法に従った制度運用が強く要請されると考えるからである。このような考えを採用した場合は、本件のように個別的否認規定がない場面において請求人らの行ったような私法行為の成果を否認しようとするのであれば、以下に述べる私法上の法律構成による否認による立証が必要になると考える。

本件についていえば、仮に租税軽減目的があったにせよ、請求人らの退職・再雇用という私法上の行為を否認するだけの明文の規定を欠く我が国制度においては、退職・再雇用がなかったということを漠然とした「実質」で判断するのではなく、私法の実体法に従って通常の契約解釈と同様のプロセスによって否認すべきものと考えているのである。そうでなければ、漠然と「実質」で判断するのであれば退職という課税要件についての予測可能性が著しく欠けるものと思われる。

以下においては、個人が自由意志に基づいて自立的に法律関係を形成できるという私的自治の下で、課税の対象としての経済活動は、まず私法により規律され、それら私法の法律関係を前提として、課税要件事実の充足が行われる。私法上、そのような法的な行為が認められる以上は、租税法は原則としてそこで私法上認められた法的効果（課税要件事実）を絶対視すべきであるという前提をおくものとする。

私法上の法律構成による否認の理論とは、「課税要件事実の認定を、外観や形式に従ってではなく真実の法律関係に即して行い、その結果として当事者が用いた法形式を否定する手法をさすとされ（末崎衛「税法学」550号）」、「その結果、当事者が用いた法形式が否定されることがあり、このような場合も当事者が用いた法形式を否定するという意味で『否認』と呼ぶこともできよう。このような私法上の法律構成による否認は、税法固有のものではなく、私法上の事実認定あるいは契約解釈の方法によるものであり、このような認定方法が許されるのは当然のことである。（今



村隆「租税回避行為の否認と契約解釈」第一回 税理 Vol42 206頁」とされる。

前述の実質主義による課税との大きな違いは、実質主義課税による否認は請求人らの行った私法上の法律行為の効力についての判断は行わないままで、課税関係の上だけで別個の経済的効果を認定するものであるのに対して、私法上の法律構成による否認においては、課税関係上だけに止まらず、当事者の意思を解釈して請求人らの私法上の行為そのものの効力を否定し、それに合致するように法律行為そのものを再構成し直して、再構成したところの法律行為を課税要件事実として課税するということに大きな相違がある。

なお、私法上の法律構成による否認の理論において、租税回避目的は納税者の採用した法律関係は真実の法律関係ではないと推認できる重要な間接事実になるとする論者もあり、裁判における課税庁の主張もこれに基づくものが数多いことも事実である。しかし、これについて報告者は反対の立場を採るが、その説明として名古屋航空機リース控訴審判決の判示が判りやすいのでそのまま引用する。「法律行為の解釈は、当事者の意思を探求するものではあるが、その意思表示は専ら表示行為を介してなされるのであるから、被控訴人らが締結した契約がいかなるものであったかを判断するに当たり、まず「民法上の契約類型を選択したこと」を前提として表示行為の解釈を行うのは当然というべきである。そして、その結果、仮に、被控訴人らの達成しようとする法的ないしは経済的目的に照らして、上記契約類型の選択が著しく不合理である場合には、真実は民法上の組合契約を締結する意思ではなく、同契約は不成立であると判断される余地があるにすぎない。したがって、上記したところを前提に表示行為の解釈をしたとしても、外形的資料のみに拘泥し、実体ないし実質による判断を放棄するものではない。また、控訴人らは、契約の締結に当たって、税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることを目的として、実体ないし実質と異なる外観ないし形式をとった場合には、当該実体ないし実質に従って課税されるべきであるのは当然であり、税負担の有無を法律行為の解釈をする際に全く考慮すべきでないという趣旨であれば、これもまた誤りであると主張する。

しかしながら、いかなる法律効果を発生させるかとの効果意思と、契約締結の動機、意図などの主観的要素とは理論的には別であり、(もっとも後述するとおり、上記主観的要素は、上記効果意思を推認させる一事情であるといえるから、その限度で法律行為の解釈において考慮することはあり得る。)控訴人らの上記主張は、これらを混同するものである。現代社会における合理的経済人の通常の行動として、仮に、租税負担を伴わないかあるいはそれが軽減されることなどを動機ないしは目的(又は、動機等の一部)として、何らかの契約を締結する場合には、その目的等がより達成可能な私法上の契約類型を選択し、その効果意思を持つことは、ごく自然なことであり、かつ、合理的なことであるといえる。そうすると、当該当事者が作出した契約等の形式について、これと異なる効果意思の存在を推認することは、上記したところと整合せず、そのように推認するとすれば、当事者の意思(私法上選択された契約類型)を離れて、その動機等の主観的要素のみに着目して課税することになり、当事者が行った法律行為を法的根拠なく否定する結果になる。(名古屋高裁平成17年10月27日)

即ち、納税者が租税軽減を意図していないしはそれを動機として法律行為をしたとしても、契約における効果意思と契約締結の動機や意図等の主観的要素とは理論的には別であり、つまり租税軽減目的は法律行為の単なる動機または意図であって、法律行為における効果意思は動機とは別のものであるので、これらを混同して考えるはならない。また、現代社会における合理的経済人の通常の行動として、租税負担を伴わないかあるいはそれが軽減されることなどを動機ないしは目的(又は、動機等の一部)として、その目的等がより達成可能な私法上の契約類型を選択し、その効果意思を持つことは、ごく自然かつ合理的なことであるから、租税軽減目的があってもそれが納税者の採った法律行為が真実の法律行為でないことの重要な間接事実にはなり得なく、また租税軽減目的を動機とする法律行為を否定する法的根拠がない制度においては、納税者の法律行為を否定することは出来ないと考えるのである。

なお、私見であるが、租税軽減目的は本来あるべからざるものという課税庁の“価値観”が、租税軽減目的を動機とする法律行為は否認される“べき”という価値判断を生じさせ、そのような価値判断が納税者の法律行為が真実のものであるかどうかという事実認定に暗黙のうちに入り込

んだがために、租税軽減目的が納税者の法律行為を真実のものと“すべきではない”とするための重要な間接事実になりがちであったのだと思われる。前掲判決に拠れば、合理的経済人であれば、できるだけ租税負担が少なくなるように行動するのは、それこそ合理的で自然なのであるし、それは効果意思ではなく動機の一つでしかないのであれば、それだけでは納税者の法律行為の真実性を否定する重要な根拠にはなり得ないのである。納税者にとっては本来あってしかるべき自然な動機が、課税庁があるべきでないという価値観を抱いていたがために、あり得ない(=否認されるべき)法律行為とするための重要な証拠とされがちになってしまっていると思われる。

なお、松沢智教授の著書の中においては、実質主義についての解説の中ではあるが「納税義務者の選択した法形式と取引に実態が合致していない場合に、その実態に適合するように法形式を引き直して事実認定を行い、その認定された事実税法を適用する(松沢智前掲 22 頁)」という主張があるが、これを課税関係だけに限らないで適用するというように場面を読み替えれば、結果的には上記判決とほぼ同旨であることになると考えられる。

ここで、「私法上の法律行為」を改めて概観してみる。言うまでもなく私法とは、民法や商法のことを指し、そこに言う法律行為とは「行為者が一定の法律効果を生じさせようとして行為をし、その欲した通りの効果を生じる行為である。」(コンメンタール民法総則 P219)。また、最も代表的な法律行為は契約である。契約とは「複数当事者 - 通常は 2 人 - の関与によって彼らが相互に拘束されるという効果を生じさせる法律行為」を言い「一般には、利害を異にする当事者(売主と買主のように)の内容的に対応する意思表示の合致によって成立する(四宮民法総則 P155)」をいう。

また、このような契約(=意思表示)の効力が否定される場合について、民法は大きく 2 つに分類している。第 1 分類は、『意思の不存在』といわれる場合で、『表示行為』に対応する『内心的効果意思(内心的効果意思)』がない場合である。錯誤(民法(以下この発表において、法とする)第 95 条)が代表例であるが、心裡留保(法第 93 条)虚偽表示(法第 94 条)もこれに属する。第 2 分類は、『瑕疵ある意思表示』といわれる場合で、『表示行為』に対応する『内心的効果意思』はあるが、内心的効果意思を形成する際の『動機』に他人の詐欺・強迫が作用したために、やはり意思表示の効力を維持するのが適当でないものである。民法は、詐欺・強迫による意思表示として、表示者がこれを取り消すことができるものとしている(法第 96 条)。

従って、課税庁が請求人らの行なった私法上の法律行為即ち契約と別の法律行為を認定するには、まず請求人らの法律行為の解釈を行ない、そこに契約の基礎となった意思の不存在なり瑕疵を立証することにより効力を否定してから、請求人らの内心的効果意志を解釈しそれに合致する新たな法律行為を設定する必要があるのである。若しくは、当事者が行った契約の内容を補充する「補充解釈」や、当事者の意思のままに法的効果を認めると条理に反すると判断される場合に法律行為の内容を修正する「修正解釈」を行うことにより、請求人らの法律行為を別の法律行為として再構成し直さなければならないのである。なお、補充解釈や修正解釈について、もともとこのような解釈は当事者間の紛争において行われるものであり、殊に課税庁がこれを行うことについては慎重であるべきという見解もある。

もっとも民事事件における契約解釈についても未だ学説上の争いがあるところであり、私法上の法律構成による否認の理論は未だ議論の余地があるのも事実である。

本件においては、課税庁においても、請求人らの私法行為を積極的に否定するような立証活動が見られなく、審判所の判断理由においても、同様のことが言える。従って、請求人らの主張はこの限りにおいて認められるべきであり、判決は審理不十分であると考えられる。即ち、退職金の支給規定を除くと、勤務条件は本件雇用契約後も何ら変更していなくても、本件各従業員らの基本給を初任給に引き下げないで、また社会保険はそのまま継続して維持していても、肝心の当事者の内心と表示の不一致を立証して請求人らの私法上の法律行為の効力を否定しなければ、退職・再雇用は有効のままである。

また、退職した従業員を引き止めるために、以前の雇用条件よりも良い条件を提示することは社会通念からも異常なことでもなく(FA 宣言を控えたプロ野球選手と球団との駆け引きはその好例であると思われる)ましてや従前と同じ条件を新たな雇用条件として提示すること自体は全く不自然なことでもなく、請求人の主張の方が当を得ていると考えられる。この意味でも、本当に退

職・再雇用する意思が欠けていたのかどうかということが、否認へ向けての立証の焦点となるべきであるとする。但し、「退職するという意思」をどのように立証するのか、立ち戻って「退職する」ということは本質的にどういうことを意味するのかということ立証するのは非常に困難な作業であると思われる。

また、審判所が挙げた理由は、請求人とF社との退職・再雇用という内心的効果意思の瑕疵を立証する間接証拠となり得るかもしれないが、原処分庁にしても審判所にしても、当事者の内心的効果意思の瑕疵についての立証はほとんどないまま、単にこれらの理由を挙げて漠然と「実質的」に退職していないと述べるに留まっており、請求人らの法律行為における主観的意味内容等を探り、意思表示の解釈を行い、当事者の内心に立ち入るに至っていないことから私法上の法律構成による否認としては理由不十分であるとする。つまり、審判所の挙げるような理由を間接事実としつつ、当事者の内心にまで立ち入って、表示意思が内心の意志と異なっていること、即ち例えば内心的意志において退職・再雇用する意思がなかったにもかかわらず単に形式的に退職・再雇用契約を行ったことを立証できて、それが認定され、新たな法律形式を立証できたならば、請求人らと会社との退職・再雇用という私法上の法律行為は否定され、実質的どころか現実にも退職・再雇用がなかったということになり、ここまで立証できれば、始めて原処分が正当であったということになると考える。

なお、所得税法に定める「退職」とは必ずしも雇用契約の終了に限らなく、税法固有の概念として従来の勤務からの離脱を意味すると解釈する説(金子宏「租税法」第十版216頁(1))もあるが、仮にこのような解釈に拠った場合に何を以て「離脱」と判断するかが不明確になりがちであり、また第三者による判断が決め手になるという意味で、法的安定性を欠く課税要件の定めであり課税要件明確主義に反する可能性があるとする。

蛇足にはなるが、本件については、なぜ退職・再雇用という手続きまで採っていながら社会保険の得喪手続きを怠ったり、有給休暇を引き継いだり、適格年金を解約扱いで妥協したりと、請求人らのやったことについて首尾一貫していないところが見られる。このようなところに「実質」判断をされる隙があったとも感じられる。

## (2) 社内の計算規定と所得区分について

次に、もう一つの論点について述べることにする。審判所は、当該適格退職年金からの一時金が退職所得ではなく一時所得であるとする論拠の一つとして、本件離職者には年金規定の中の会社都合退職の場合の勤務年数に応じた一時金の規定を適用して給付金額を算定しているのに対して、請求人を含む本件離職者を除く従業員については、年金契約の解約規定を設け、当該契約を解約した場合、各被保険者には、同人の責任準備金の額の割合に応じて解約返戻金を分配される規定を適用して給付金額を算定しているところを捕らえて、本件返戻金と、本件離職者に退職金として支払われた金員とは、支給の性格が明らかに違うものといえ、本件返戻金は、F社の本件年金契約の解約請求に伴い、本件各従業員らから提出された本件解約返戻金請求書に基づき、E社から支払われた一時金で、本件年金契約の解約により支払われたものと認めるのが相当であるとしている。

しかし、結論から言うと、どのような計算方法に拠っていたにしろ、退職という事実に起因して支給された金員ならば、それは退職所得となるはずであるとする。

現実に離職してしまった従業員とその他の従業員とで計算の方法が異なっているということは、課税庁に対する心証に対しては良くない方へ影響すると思われる。かといって、退職所得としてみなされる一時金についての所得税法の規定においては計算方法の如何について定めたところはなく、ただ退職という事実に起因するという要件がついているだけである。計算方法の如何によって所得税法における所得区分が変わるはずはなく、退職という事実に起因するか否かでしか支給の性格は変わらないのである。

思うに、請求人ら従業員がE社へ提出した解約申込書には、「一時所得(引継(続)勤務する)」旨の表記はあるものの、他方で会社には退職という意思表示を行い雇用関係が終了しているのも事実である。本件のような場合においては、従業員個人とE社のような保険会社との間で金額の

算定をどうするか、また給付金の請求区分をどうするかについて決めるということはまずなく、F社年金課長とE社のように会社と保険会社(信託銀行)との打ち合わせにおいて予め決めておいてから、従業員はその決定に従うというのが、その適否は別として実務的な手順であると思われる。本件においてはE社とF社年金課長との打ち合わせにおいて予め解約の規程に従う旨を決めてしまったがために、その整合性から請求人を含む従業員は「一時所得(引継(続)勤務する)」区分での給付を請求せざるを得なかったと考えられる。だからこそ、調整金まで支払って退職によって計算される金額に合せたと考える方が、より自然であると考えられる。

おわりに

租税公平主義は、立法論としては租税法全体に内在している理念であるが、課税実務の局面においては租税法律主義の補完的機能を果たすことにより租税正義実現への片輪とすべきものであると考える。つまり、租税公平主義を根拠に課税することは、納税者の財産権の保護の見地からは慎重でなければならないと考えるのである。

私法上の法律構成による否認の理論は、課税庁へ新たな否認への扉を開いたとも言われているが、論者によっては主張されることのある租税軽減目的の扱いについての部分は除けば、むしろ課税要件事実の認定を精緻化することにより否認を租税法率主義の枠内で理論化するものであると考える、むしろ歓迎すべき考え方であると考える。

(以上)